電子決済における法制度と 利用者保護の在り方

2009年2月28日 牧野総合法律事務所弁護士法人 弁護士牧野二郎

電子決済の方法

- プリペイド方式 ICカード型 ICカードの中で決済処理 サーバ型 サーバに送信後決済処理
- ポストペイ方式(クレジット型)事後決済
- 独立系電子マネー
- 交通系電子マネー 日本鉄道サイバネティクス協議会
- 流诵系雷子マネー

共通インフラ運営有限責任事業組合(LLP)

電子マネーと電子決済

• 現在の状況

電子マネー(小額決済システム)の普及

- FeliCaカードの普及 9000万枚以上
- ・ ドコモ「おサイフケータイ」3000万契約突破
- au、ソフトバンクモバイル「おサイフケータイ」 各1000万契約突破
- WAON 700万枚以上 月額利用単価 1900円

2

法制度

- 電子マネーを包括するような法律はない⇒ 法律がないほうが、利用促進となる?
- 関連法律 プリカ法「前払式証票の規制等に関する法律」 商品券等想定 出資法 円天事件・・・単純な詐欺だが・・

実情・・・はたして必要か・・・・ ないほうがよいかもしれない

3

.

更に進んだ利用

- TappiiPuppii(タッピー パピー) サービス
 利用履歴を取り込んで、地図上に表示するサービス・・・Google Maps API 上に表示
- FeliCaカードと他の情報の連携サービス 行動情報と購買情報の統合、解析サービス
- おサイフケータイと他のサービスの連携
- ETCカードとプローブ情報の収集と利用

5

電子取引の共通課題

- 電子取引はリアル感がない。多様で、多数で他と区別することが困難。
 - ⇒ リアルな契約の場合の保護と異なる仕組みが 必要⇒ しかし未整理
 - ⇒ 左脳的理解は時間と努力で ⇒必要なのは、右脳的理解促進では
- 電子取引、決済の可視性の促進が必要

問題1 可視性

- サービス内容が電子的処理されている
 - ⇒ 何が行われているかわかりにくい
 - ⇒ 似たような内容で区別がつかない
 - ⇒ 思わぬ勘違いから、重大なミスに

問題点

約款記載という問題なのか (前提) 約款では解らないのではないか

- 1 内容がわかるか、理解できるか、記憶できるか
- 2 理解しても、すぐに忘れる 思い出せない
- 3 他の類似サービスと区分できない
- 4 いつの間にか同じサービスに加入しようとする

6

問題2 プライバシー保護

- オンライン時代のプライバシー保護の在り方
- これまでのプライバシー侵害の特徴侵入、取得、公開、開示・・・侵害
- オンライン時代のプライバシー侵害の特徴
 - 1 いつ、どのように侵害されているか不明
 - 2 相手が何を持っているか不明
 - 3 何に使っているか、保持だけか不明
 - 4 侵害があるか不明
 - 5 気味が悪い、不快感、不安感だけは残る

個人情報の利用と 類型情報、匿名情報の利用

- 個人を識別できる情報の利用 個人情報保護法による規制、保護あり
- 類型情報・匿名情報は規制対象外 全く保護されないわけではない 勝手に取られ、勝手に利用されてよいのか・・・・ プライバシー保護の面が必要ではないか
- ・ 匿名情報の取扱に注目が集まっている Googleも通信ログの長期利用を希望

良貨が悪貨を駆逐できないか

- 電子マネーの健全化を保護するには 共通フォーマットや連絡会での協議 法規制を持ち込まないでも十分生きる 法規制を必要としない環境整備が必須
- 電子マネーへの不安感を払拭するために可視性確保 シンボル化、解りやすさの確保 透明性確保と、説明、アピール

9

利用者の視点から

- 利用履歴は全てデータとして保管して、本人に提供する仕組み
- 利用サービスは、常に参照可能とし、契約可能とする什組み
- 利用状況の連絡は定期的になされる仕組み
- 事業者の事業の透明性を保証する仕組み 説明責任、監督監査、民間認証の仕組みなど
- スパムメールと異なる、「簡易書留」「書留」「本人限 定受取郵便」の区分はできないのか
- 電子私書箱(総務省提案)も有効かもしれないが

10